

仙台市口腔保健支援センター設置要綱

(設置)

第1条 歯科口腔保健の推進に関する法律(平成 23 年法律第 95 号。)第 15 条に基づき、
仙台市健康福祉局保健衛生部健康政策課(以下「健康政策課」という。)に仙台市口腔保健支援センター(以下「支援センター」という。)を置く。

(目的)

第2条 仙台市・歯と口の健康づくり計画に基づき市民の歯科口腔保健を推進するため、
歯科保健医療等業務に従事する者等に対する情報提供等の支援を行うことを目的とする。

(実施主体)

第3条 実施主体は仙台市とする。

(組織)

第4条 支援センターには次の各号に掲げる職員を置く。

- (1)センター長
- (2)副センター長
- (3)歯科医師
- (4)歯科衛生士

2 センター長は、健康政策課の課長をもって充て、支援センターを統括する。

3 副センター長は、健康政策課の健康増進係長をもって充て、センター長を補佐し、
センター長が不在のときはその職務を代理する。

4 歯科医師は、健康政策課の歯科医師免許を有する職員をもって充てる。

5 歯科衛生士は、健康政策課の歯科衛生士免許を有する職員をもって充てる。

(業務内容)

第5条 支援センターは、第2条の目的を達成するため、次に掲げる事項に係る業務運営を行う。

- (1)歯科口腔保健に関する啓発
- (2)歯科口腔保健に関する情報の収集及び提供
- (3)歯科口腔保健の推進に携わる人材の育成を目的とした研修等の実施
- (4)歯科口腔保健の推進を目的とした調査
- (5)市町村、関係機関及び団体等との歯科口腔保健に関する調整
- (6)その他、歯科口腔保健の推進に関する業務

(協議)

第6条 支援センターは、地域の保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育、その他の関係者により構成される協議組織を設け、地域の状況を踏まえた歯科口腔保健の具体策に取り組むものとする。

2 前項に掲げる協議組織として、仙台市歯と口の健康づくりネットワーク会議を充てる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、支援センターの運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。